

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

うき
宇城の地のもんコラボレーションによる雇用推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

熊本県宇城市

3 地域再生計画の区域

宇城市の全域

4 地域再生計画の目標

(1) 宇城市の概要

宇城市は、平成17年1月に三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町の5町が合併し、人口約64,000人、面積188.56平方キロメートルの市として新たな一歩を踏み出した。本市は、熊本県のほぼ中央に位置し、九州の経済大動脈である国道3号と西は国道266号線で天草地域へ、東は国道218号線で宮崎県への交通結節点という地理的条件に恵まれ、美しい田園風景と不知火海の文化に彩られた自然景観と都市的機能を併せ持つバランスのとれた水と緑の豊かな地域である。



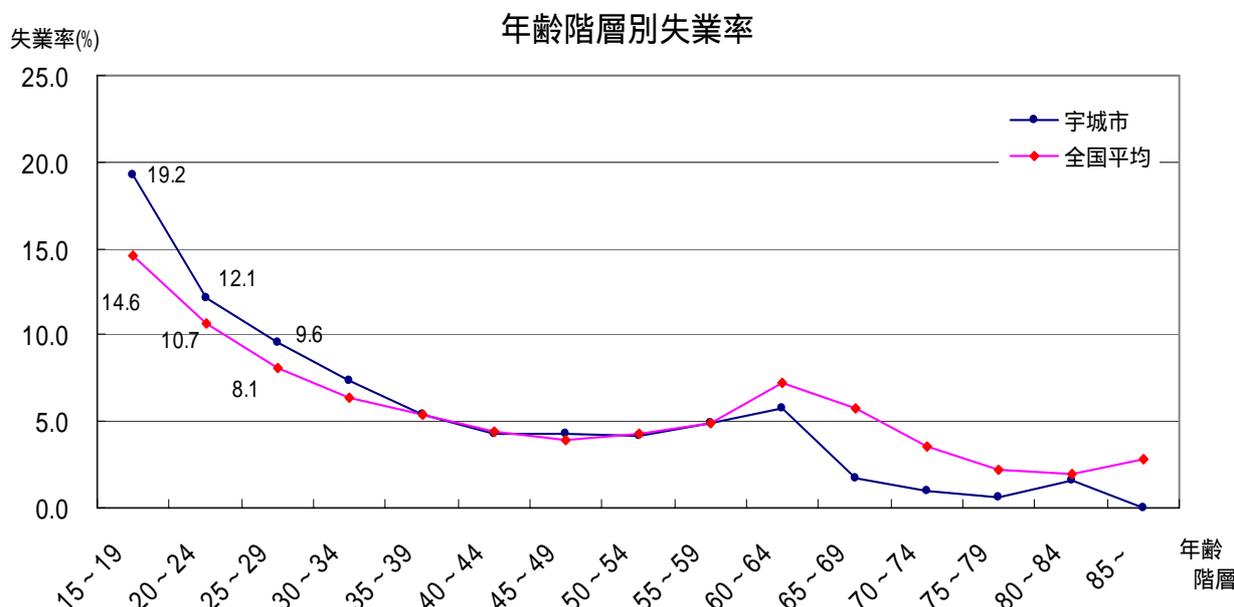
明治の香り漂う『三角西港』【国重要文化財】



風情ある佇まい『松合の土蔵白壁の町並み』

(2) 本市の雇用状況

本市では、九州自動車道松橋I.Cが主要幹線道路と接続していることから、昭和50年代後半には企業の進出が相次いだ。バブル崩壊後の景気低迷とともに雇用調整や企業の撤退が続出し、厳しい雇用情勢が続いている。平成17年の国勢調査によると全年齢層での失業率は5.8%となっており、中でも若年労働者の失業率が高く、「15～19歳」の失業率は19.2%と約2割に達しており、全国平均の14.6%と比較しても5ポイント近く高くなっている。この現象は、「20～24歳」で12.1%、「25～29歳」で9.6%と続き、30代半ばまでに見られ、全体の失業率を大幅に上回っている。



(資料：平成17年国勢調査)

近年は少子高齢化社会の波が押し寄せるとともに、若年者の働く場が思うように確保できないことや、団塊の世代の大量退職に伴う地域社会の労働構造の変化にも拍車がかかっている。

近年の本市の有効求人倍率は、次表に表すとおり、平成14年度を境に若干上向き傾向にあるとは言え、全国平均、県内平均値を大きく下回っており、地方経済ではまだまだ不況の域を脱していないのが実情である。

このような状況から、本市における雇用の課題は、若年労働者の失業率の改善、世帯主等の中堅労働者への安定雇用の確保及び団塊の世代を含む高齢者の就労意欲に対応した雇用機会の拡大・創出を行う必要がある。

宇城市の有効求人倍率の推移

区分		H14	H15	H16	H17	H18
管轄区域の有効求人数	a	13,028	14,523	15,724	19,124	19,795
管轄区域の有効求職者数	b	39,340	36,742	33,662	31,375	32,288
管轄区域の労働力人口	c	71,976				
宇城市の労働力人口	d	32,544				
管轄区域の事業所数	e	5,594				
宇城市の事業所数	f	2,650				
宇城市の有効求人数	$g=a \times f / e$	6,172	6,880	7,449	9,059	9,377
宇城市の有効求職者数	$h=b \times d / c$	17,788	16,613	15,220	14,186	14,599
管轄区域の有効求人倍率	$i=a / b$	0.33	0.40	0.47	0.61	0.61
宇城市の有効求人倍率	$j=g / h$	0.35	0.41	0.49	0.64	0.64
熊本県の有効求人倍率		0.41	0.49	0.60	0.73	0.81
全国の有効求人倍率		0.54	0.64	0.83	0.95	1.06

(労働力人口はH17国勢調査、事業所数はH16事業所統計調査、その他は宇城公共職業安定所の資料による)

管轄区域とは、宇城市を含む八口ワーク宇城管内(2市3町)のことである。

(3) 産業を取り巻く状況

本市の基幹産業である農業は、規模拡大、経営の安定化といった課題や、後継者不足による農業経営者の高齢化という問題を抱えており、工業においては、自動車関連、IC関連産業の分野で若干回復の兆しが見えてきたものの、製造業、建設業といった地場の中小企業は、未だ不況の域から脱しきれていないのが現状である。商業においても、大型商業施設の進出や地域経済の衰退等により、地元商店街から賑わいが失われつつあり、空き店舗も目立つようになってきている。

平成16年の工業統計によると、産業別(中分類別)では食料品製造業が事業所数、従業者数ともに最も多いが、優良な農産物の生産地にもかかわらず地元産品を用いた加工食品産業が発達しておらず、したがって地域における雇用に結びついていないのが現状である。



郊外に出店している大型商業施設

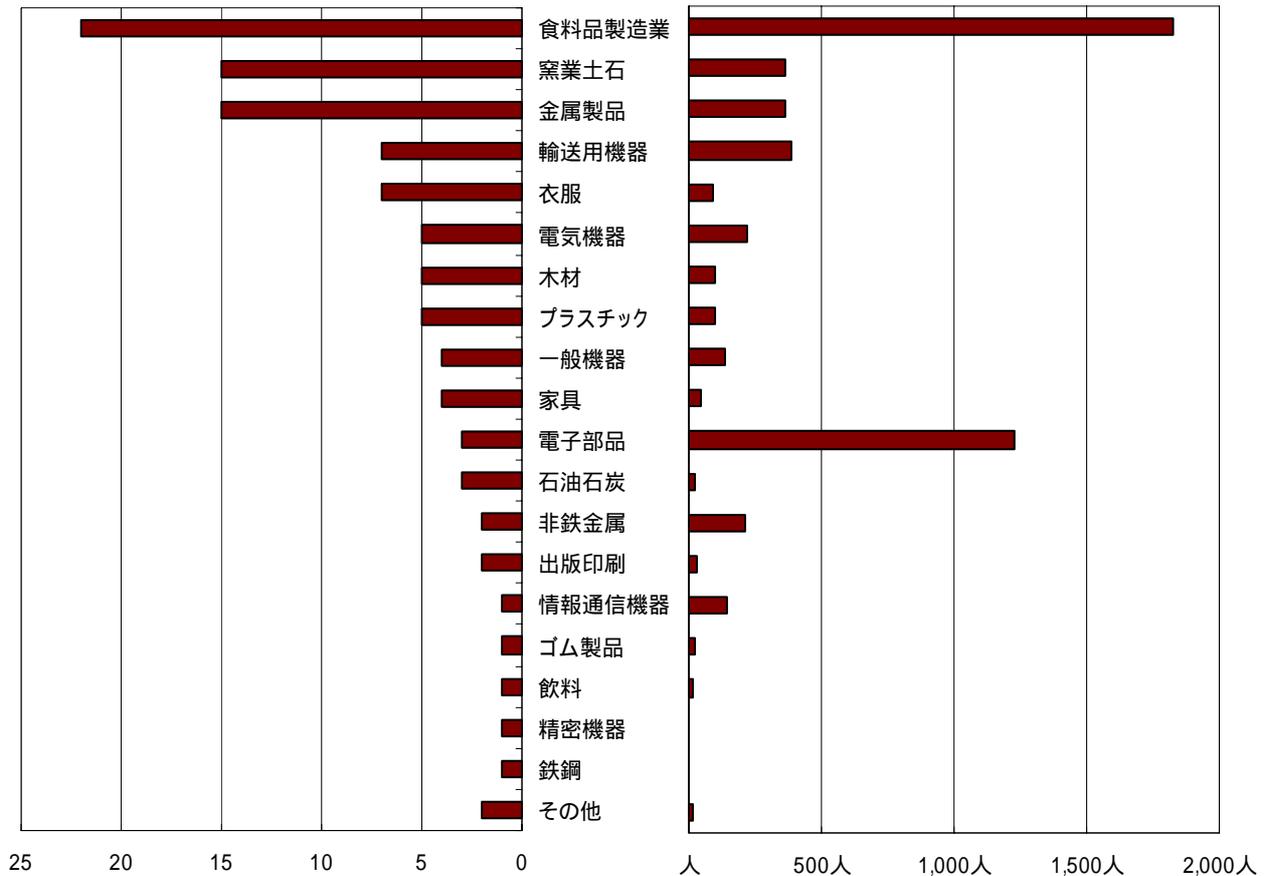


衰退が著しい地元商店街

宇城市の工業

(事業所数)

(従業者数)



(資料:平成16年工業統計調査)

一方、本市の商業に関しては、平成11年と16年を比較してみると分かる通り、この5年間で事業所数が、74店舗、7.7%減少している反面、従業者、年間商品販売額はともに増加している。これは大型小売店の進出による影響と考えられ、小規模小売店が大型小売店の台頭によって減少の一途をたどり、地域商店街の空洞化にも拍車をかけているといえる。

宇城市の商業

区分	H11	H14	H16	比較 (H11 H16)
事業所数	955	900	881	7.7
従業者数 (人)	4,837	5,035	5,094	5.3
年間商品販売額 (万円)	8,657,579	8,796,435	8,915,544	3.0

(資料:商業統計調査)

(4) 地域再生への目標

今回の計画では地域雇用創造推進事業(新パッケージ事業)を活用することにより、本市が持っている「安心・安全な農産物の生産地」という強みを活かし、これらを原料とした本市オリジナルな新商品の開発で、起業や地場企業の第二創業を誘導する。こうして生み出された新商品を、物産館や地元の商店で地域特産品として広く販売することによって、農業、工業、商業の連携強化による産業振興で、雇用機会の拡大・創出に結び付けていくことにより、活気溢れる地域社会の再生を推進するものである。

これらの取り組みによる計画の目標を次のとおり設定する。

【数値目標】

新パッケージ事業での新たな雇用創出	90人(平成21年度までの延べ数)
うち新パッケージ事業での起業	13人(平成21年度までの延べ数)

5 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

目標を達成するために、地元で生産される宇城市不知火町が発祥の地であるデコポン(品種名:不知火)を初めとした柑橘類、生姜、トマト等の農産物に付加価値を付けた新商品の開発による農業・工業・商業が連携した食づくりでの起業を促し、市民や企業に対してベンチャートライセミナーを開催して意欲的な起業者の起業マインド醸成を支援し、能力開発やスキルアップのための研修会による人材育成を行い、地域づくりグループ等の自立的な運営と雇用創出拠点形成を支援し、市民への雇用情報発信による就労支援等で、雇用機会の拡大・創出を図る。

このように、新パッケージ事業と地域再生マネージャー事業等を活用し、「地元農産物」を「地元加工」によって「地元販売」する協働(いわゆる『地のもんコラボレーション』)体制の確立により地域活性化を図っていくことで、効果的な雇用対策を実施する。

また、これらに併せて新規創業を支援・促進するため、インキュベーション施設の整備や、民間主導型の工業団地建設計画に併せたスマートインターチェンジの設置に向けての取り組みにより企業立地の支援を行うとともに、『道の駅』・農産物直販所を建設し、雇用の拡大を図る。

5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5 - 3 その他の事業

5 - 3 - 1 支援措置を受けて行う取り組み

【番号】B0902

【名称】地域雇用創造推進事業（新パッケージ事業）

（1）事業の実施主体

宇城市雇用促進協議会

（宇城市企業クラブ、小川町企業主つどいの会、三角町商工会、不知火町商工会、松橋町商工会、小川町商工会、豊野町商工会、熊本宇城農業協同組合、熊本県宇城地域振興局、宇城市）

（2）事業の具体的内容

雇用拡大メニュー

直販所、物産館連携雇用創造事業

販売促進、管理コスト、店舗運営等の研修プログラムを実施し、各施設間の連携の場を設け、雇用創出、新事業創造を目指す。

新規創業・新分野進出支援事業

地場企業・事業所の事業規模や機能の拡大強化、新規事業分野進出を支援するための経営革新塾や労務管理、新商品・新製品開発セミナー等を開催し、そのノウハウを学ぶことにより新分野進出、事業拡大を支援し雇用機会の拡大を図る。

人材育成メニュー

拠点形成事業

地域づくりグループ等を対象に自立的な運営と、雇用創出拠点形成を支援するための研修会による雇用創出を図り、収益事業により自立し、継続して雇用創出への寄与、様々な地域貢献活動の実施を行う。

農工商連携事業

地場企業の持つ優れた技術を生かし、地域で収穫した果実等に付加価値を付けることで起業へと結びつけ、地域直売施設での販売窓口の確保などを協議し、地域のつながりや流れを作り、雇用確保を進める。また、既存の生産加工施設を活用して、生産農家等の参加による研修会を実施することにより、雇用創出に結び

つける。

伝統技術事業

地域に昔から伝承されている加工技術に着目した研修会を実施する。

研修会では、廃棄されていた摘果の加工研究による漬物等への活用や、サトウキビの生産を地域住民のまちづくり活動の中で促進し、商品加工による付加価値づくりを検討し、また、果実等の乾燥技術を習得し、起業化を図る。

雇用創出支援事業

新パッケージ事業により技術を習得し、又は既に基礎的技術を取得しており、起業化に向けた基礎知識を学びたい、或いは市場確保や販売戦略を学びたいといった意欲的な起業家の企業マインド醸成を支援するため、ベンチャートライセミナーを実施する。また、高度情報化が進む企業の業務に適応しうる人材育成のためのパソコン研修や、企業での即戦力として活躍できる人材の育成を目的とした資格取得講座等を開催し、求職者の就労意欲を高めるとともに、能力開発やスキルアップを図る。

就職促進メニュー

就職促進事業

求職者等に対し、新パッケージ事業の内容や活動状況をホームページ等で積極的に情報発信を行う。

地場企業と求職者を一同に会した就職説明会を開催して雇用機会の拡大を図る。

雇用コーディネーターにより、市内企業・事業所への訪問を行い、雇用に伴う情報・支援策の案内等を実施しながら新規求人開拓を行う。また、就職情報コーナーを設置して、企業情報・求人情報を提供する。

都市部で設立を目指すアンテナショップとを結んだテレビ会議を活用し、U・Iターンに関する情報提供、相談、支援組織づくりを行う。

5 - 3 - 2 支援措置を受けずに主要施策分野におけるプログラムを活用した取り組み

(1) 地域の雇用再生プログラム

(地域創業助成金)

(財)高齢者雇用開発協会の助成による地域貢献事業(全国的なサービス10分野と本市における地域重点分野としての地産地消推進分野『食品製造業』『飲食料品小売

業』『一般飲食店』)を行う創業者に対し、新規創業に係る経費及び労働者の雇入れについての支援措置の活用により、雇用創出を促す。

(2) 地域のつながり再生プログラム

(地域再生マネージャー事業)

(財)地域総合整備財団の委託事業である地域再生マネージャー事業を活用して、本市における雇用創出・学住協働の拠点となる「まちなか研究室」を開設して、そこに地域再生マネージャーが常駐し、ものづくりの担い手グループの連携・組織化を促進し、都市圏でのアンテナショップ設立、学住協働プログラムの立案などで、自立のための仕組みづくりの支援を行う。

5 - 3 - 3 支援措置によらない独自の取り組み

(1) インキュベーションセンター整備事業

起業を予定している個人や創業間もないベンチャー企業に対する自立支援措置として、本市が、合併による事務効率化により生まれた支所庁舎の空きスペースを活用して、一定期間、低価格で事務所スペースを提供し、この地域再生計画によって生まれた起業の芽を育む。

(2) 「道の駅」と農産物直販所建設事業

国道3号線と国道218号線が交差する場所に、本市が農産物直販所を併設した「道の駅」の整備を予定しており、この「道の駅」において、地域産品を販売するとともに、本市の特産物を広くPRする。特に、この事業で商品開発した新しい特産物もここを販売拠点として全国展開への足がかりとする。

(3) 企業誘致による雇用の拡大

本市では企業誘致に積極的に取り組んでおり、特に、民間主導型の工業団地建設計画に基づく新たな手法による工業団地の整備を行い、併せて九州自動車道松橋I.Cと八代I.C間のスマートインターチェンジ設置に向けての取り組みにより、立地条件の優位性を高めた企業立地の支援を行う。

また、既存の誘致企業等促進事業奨励金制度を活用するとともに、工場等設置奨励条例による優遇措置を拡大し、今後の企業立地に対する支援策の充実で雇用の拡大を

図る。

6 計画期間

認定を受けた日から平成22年3月末まで

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の目標達成状況については、当該事業に参加した求職者の就職件数や、起業・創業件数、企業の新分野進出件数によって数値目標と比較し判定する。この結果については、開設予定の本市雇用促進協議会のホームページ上で毎年度ごとに公開し、広く市民に対し情報公開する。

8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし